

広報

# どうし

## 道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりたい。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりたい。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくりたい。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりたい。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりたい。

2003 June 6 月号



議だより

五月臨時議会  
専決処分、条例の一部改正など可決

平成十五年五月二十日臨時議会が開催されました。

議案内容については、慎重審議の結果原案どおり可決承認されました。

議決された案件は、次のとおりです。

一、報告第七号 専決処分の報告について

(平成十四年度道志村一般会計補正予算 第五回)

二、報告第八号

専決処分の報告について  
(道志村税条例の一部を改正する条例)

三、議案第二十二号 道志村公共物管理条例

また議会構成が変わり、議長に長田公明氏、副議長に山口一昭氏が選出されました。議会構成は次のとおりです。

道志村議会役員名簿

(平成15年5月20日)

役職名	氏名	役職名	氏名
議長	長田 公明	監査委員	佐藤 正明
副議長	山口 一昭	国民健康保険 運営協議会委員	水越 三夫
総務常任委員長	渡辺 義昭	"	村田 充且
" 副委員長	山口 吉春	"	佐藤 正明
" 委員	水越 三夫	消防委員	水越 栄治
" 委員	水越 栄治	"	水越 三夫
経済建設常任委員長	山口 輝	"	佐藤 正明
" 副委員長	池谷 寿雄	東部広域連合議員	水越 栄治
" 委員	長田 公明	上下水道委員	
" 委員	佐藤 正明	" (長又・白井平)	水越 三夫
文教厚生常任委員長	村田 博	" (板橋・善乃木)	池谷 寿雄
" 副委員長	佐藤 京行	" (神地・川原畑)	佐藤 京行
" 委員	村田 充且	" (和出村)	山口 輝
" 委員	山口 一昭	" (長幡東)	村田 博
議会運営委員長	村田 充且	" (大室指・月夜野)	山口 吉春
" 副委員長	渡辺 義昭	観光施設等運営委員	水越 栄治
" 委員	山口 輝	"	水越 三夫
" 委員	村田 博	"	佐藤 正明

就任の挨拶



村議会議長 長田 公明

初夏の候、村民の皆様におかれましてはますますご健勝にて、活躍のこととお慶び申し上げます。

この度の臨時村議会において議員各位のご推挙により、不肖私が村議会議長の要職に就任させて頂くことになりました。誠に光栄の至りである事と共に、その職務の重大さを痛感して居るところでもあります。素より、

浅学非才な私ではありますが、一身を挺してその責任を果たすべく鋭意努力を重ね、村民の信頼に応えるため一生懸命頑張る所存であります。

昨今、村を取り巻く情勢は日を追う毎に厳しさを増してまいります。地方分権、行政改革推進、そつした中での市町村合併問題・景気対策等、課題は山積しております。村民の皆様の声を伺う中で地域の実情に沿った個性あふれる行政を自主的・自立的に推進することが強く求められるのではないかと思います。微力ではありますが全力で取り組んで参る所存でございます。どうか村民皆様の一層のご支援、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

道志村公共物管理条例について

条例制定の目的

平成十二年四月一日施行の「地方分権推進一括法」において国有財産特別措置法、河川法等の改正により、従来国に財産帰属していた法定外公物について、この度国から道志が

譲与を受けたので、その機能管理、財産管理及び利用に關しての必要な事項を定めたものである。

法定外公物とは、いわゆる国有財産の里道(赤線)水路(青線)として現に公共の用に供している

道路法、河川法等公共物管理法の適用、若しくは準用のない公共物をいう。

### 道志村においての譲与計画

平成十四年度 月夜野、馬場地区

(譲与済)

平成十五年度 竹之本、川原畑地区

平成十六年度 神地、長又地区

### 公共物管理条例の適用範囲

- 一、公共物地内での行為の禁止
  - 二、使用等の許可、許可の期間、許可条件について
  - 三、使用料の徴収
  - 四、許可に基づく権利の譲渡について
  - 五、使用許可満了後の原状回復について
  - 六、用途廃止について
- ### 譲与後のメリット
- 一、管理の権限が市町村になったため、地域住民にとって相談や要望が円滑に出来る。
  - 二、里道、水路の付け替え等の工事も市町村の自主判断で出来る。
  - 三、開発行為など里道・水路等を含んだ面的整備についても、従前の土地所有者である国の承認を受ける必要がなくなる。
  - 四、条件が整えば用途廃止後、個人への売却が可能になる。

## 平成15年度地籍調査事業・板橋～善之木地区を実施

# 地籍調査にご協力ください

地籍調査は、国土調査法に基づく調査で土地の国勢調査と言われている大切な調査です。現在使われている登記簿や公図は、明治時代に作られたもので長い年月の経過により、現況と変わってきています。これを最新の測量方法により、公図と登記簿を訂正し、土地の正確な位置・形状・地番・地目・面積を明らかにします。そして完成した地図（地籍図）はその正確性から公共事業に役立つばかりでなく、復元可能ですから後日の境界問題に大きな力を発揮します。

### 平成15年度地籍調査実施区域略図



### 調査方法は

一筆地調査といい、登記簿・公図及び地形地物などを参考に一筆ごとに地番、地目、境界を現地を確認します。

### 境界への杭打ちは

土地所有者の皆さんには、「一斉杭打ち日」に隣接土地所有者と立会の上、杭を打っていただきます。一度打った杭は皆さんの土地を測量する基になりますので、動かしたり抜いたりしたい場合は、事前にご相談下さい。土地所有者の皆さんに一斉に杭を打っていただくため、通知しますので、ご協力ください。打たれた杭は地籍調査係と推進委員及び委託業者が確認をした後、測量を行います。

### 測量調査結果は

調査・測量が済みますと、来年夏以降に地図（地籍図）と地番・地目・面積（地籍簿）を確認していただくため20日間の閲覧を行います。

誤りがなければ国の認証を得て法務局に送付し、登記簿と公図が訂正されます。

### 一筆地調査で境界が決まらなかった場合は

筆界未定として処理し、境界線がはいりません。この場合建築確認申請、農地転用などの手続きで許可されない場合があります。調査以後に境界が決まった場合には、個人の負担で筆界未定の解消処理をしなければなりませんので、今回の地籍調査の際に境界を確定されることをお奨めします。

### 調査前の心得として

説明会の資料・内容を把握してください。隣接地との境界は、事前によく話し合って確定しておいてください。



問い合わせ先  
産業観光課

地籍調査係



## 消防団長挨拶



大田 博文

この度、道志村消防団役員会の改選におきまして、役員満場一致のご推薦を頂き四月一日、佐藤村長より道志村消防団長に任命されました。

大変身に余る光栄と深く感謝申し上げますと共に、改めて消防団長という役職の重大さに身の引き締まる思いであります。

私は、消防団に入団して二十七年になりますが、その間良き先輩、良き同僚のおかげで今日に至る事が出来、深く感謝いたしております。

これから二年間、歴史と伝統のある道志村を築いてきた、先輩方の期待に応え、消防団員のさ

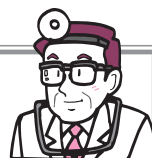
らなる消防精神の向上に努め、村民の皆様から期待される消防団となりますよう、一生懸命努力致す所存でございます。

さて、近年厳しい社会情勢、低迷する景気動向の折、様々な事件、事故、災害等が多発しています。村内においても、いつ災害等が起るかわかりません。

この災害に備えて、道志村消防団の資質向上と地域事情に即した消防団づくりに積極的に取り組んでいきたいと思えます。それには消防施設の充実と消防活動の強化育成を図り、又、地域社会の災害を防止していく為に、消防署員・警察署員・村行政当局・村議会議員の皆様と常に連携を取り、あらゆる災害に対処し、村民の皆様の生命・身体・財産を火災や地震等の災害から守り、安全で住みよい地域づくりに貢献していきたいと思えます。

今後とも道志村消防団に対しましては、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。団長就任の挨拶と致します。

## 診療所だより



村の健康診断も終わり、結果がそろそろ帰ってくる時期だと思えます。今回は健診結果の解釈の仕方、よりよい活用法について書いてみました。

- ・現在の医学は早期発見、早期治療がすすめられており、定期的な健康診断は自分の健康状態を把握する上で、大変有意義です。さらにその結果を吟味し今後に役立てることこそ大変重要です。
- ・健診結果が帰ってきて異常がなかった場合、大きな異常はないと考えられるので来年また健康診断を受けるということでもいいと思えます。しかし、それに過信せず、体に不調があったときには受診が必要です。
- ・残念ながら異常を指摘された場合にはその結果（毎年健康診断を受けているならその分も）を持参し、かかりつけの医院や当診療所の受診をお勧めします。  
大きな病院などは待ち時間が多く1日がかりの受診となってしまうことが多いと思えます。当診療所ではそんなに時間がかかることはなく、また状況に応じて大きな病院等での精密検査や専門的な検査（眼科や被尿器科、婦人科など）が必要な場合などには紹介状を作成し、連携していきたいと考えております。
- ・毎年健診を受けていて毎年同じところが異常を指摘されるという方は、年ごとの比較をしてみるといいです。その数値や程度が去年よりも正常の値よりかけ離れている場合、注意が必要と考えられます。
- ・健康診断で調べる生活習慣病は身体的症状が出ることが少なく、症状が出た際にはかなり進行していることが多く、その多くは不可逆性（元に戻らない）です。そのため少しの異常でもぜひ受診し、薬の内服等だけではなく、食事や運動などの生活習慣の改善する方法等を聞きに来ていただきたいと思えます。

### 6月の予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3 午後：ポリオ	4 研修のため休診	5	6	7 午前中のみ診察
8	9	10	11 研修のため休診	12	13	14 午前中のみ診察
15	16	17	18 研修のため休診	19	20	21 午前中のみ診察
22	23	24	25 研修のため休診	26 午後 乳児検診	27	28 午前中のみ診察
29	30	7/1	7/2 研修のため休診	7/3	7/4	7/5 午前中のみ診察

月初めには保険証の提出をお願いします。

# 支援費制度

## 障害者の皆さんへ

### 「支援費制度開始」のお知らせ

平成15年4月  
スタート

#### 支援費制度の目指すもの

支援費制度は、利用者である障害のある人とサービスを提供する施設や事業者との対等な関係に基づき、自らサービスを提供する施設や事業者を選び、契約を結んでサービスを利用する制度です。

障害のある人の尊厳を重視した、二十一世紀にふさわしい、福祉サービスの利用制度となることを目指しています。

#### 手続きが必要です

現在サービスを受けている方も含め、平成十五年四月以降に在宅サービス（居宅生活支援）を利用する予定の方は、支給決定を受けておく必要があります。

役場住民健康課の窓口にお早めに申し込みをしてください。施設サービス（施設訓練等支援）を現在受けている方は、平成十六年三月三十一日までに、支給決定を受けてください。

平成十五年四月一日以降に新たに施設サービスの利用を希望する場合は、サービスを受ける前に支給決定を受けてください。

#### 支援費制度でサービスを受けるためには

役場住民健康課に申し込み（支援費支給申請）を行い、「支給決定」を受ける必要があります。

どのようなサービスがあるの？

どのように組み合わせるの？

サービスの提供先はどこ？

利用者負担はあるの？

自分にあつた利用方法は？

わからないことがあつたら、役場住民健康課の窓口等に相談してください。TEL五二二二二二（内線二二・二三）

### サービス利用・手続きの流れ

相談できる場所

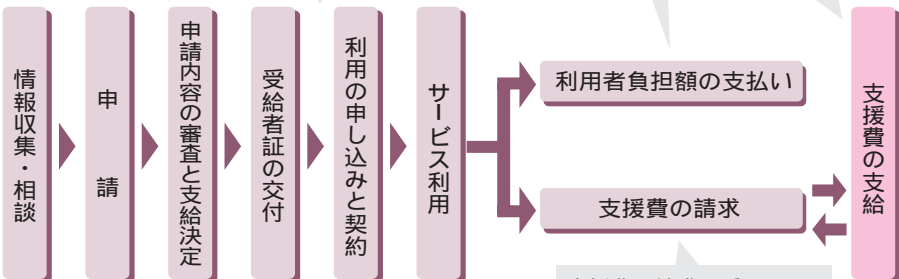
- ・市町村の窓口
- ・福祉事務所
- ・障害者相談所（身体・知的）
- ・児童相談所
- ・社会福祉協議会
- ・市町村障害者生活支援事業の窓口
- ・障害児（者）地域療育等支援事業の窓口
- ・身体障害者相談員
- ・知的障害者相談員
- ・民生委員
- ・児童委員 等

市町村は、利用者の障害の状況や希望等を聴いた上で、支給決定をします。

支給決定がされると、市町村から「受給者証」が交付されます。「受給者証」はサービスの申し込みのときに必要となります。

利用者は、サービスに係る費用の一部を施設や事業者に支払います。

市町村は、施設や事業者からの請求を審査して、支援費を支払います。



市町村の窓口にて備えてある申請書に必要事項を書いて、収入や課税状況のわかる資料をつけて申し込んでください。

利用したい施設や事業所を選んで、サービスの利用契約を結びます。

支援費の請求と受取りは、施設や事業者が利用者にて代わって行います。

利用者負担額については、利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じて決まります。

#### 対象となる人は？

支援費制度の対象となる人は、次のとおりです。

- 身体障害者
- 知的障害者
- 障害児

（障害のある十八歳までの児童）

#### 対象となるサービスは？

支援費制度の対象となるサービスは、在宅で受けられるサービスと施設を利用するサービスに分けられます。

在宅サービス（居宅生活支援）

ホームヘルプサービス

（ガイドヘルプを含む）

デイサービス

ショートステイ

グループホーム（知的障害者のみ）

施設サービス（施設訓練等支援）

更正施設

療護施設（身体障害者のみ）

授産施設

（小規模通所授産施設を除く）

通勤寮（知的障害者のみ）

国立コロニー（知的障害者のみ）

障害児関係施設は支援費制度にはなりません。今までどおりです。